

長岡造形大学キャリアデザインセンター規程

(目的)

第1条 この規程は、長岡造形大学学則第6条第2項及び公立大学法人長岡造形大学組織規程第8条第3項に規定するキャリアデザインセンター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置の趣旨)

第2条 センターは、学内外の関係機関等と連携し、長岡造形大学並びに長岡造形大学大学院の学生、卒業生及び修了生（以下「学生等」という。）のキャリア形成、就職支援及び進路指導に関する方策の策定、実施及び情報提供等を行い、学生等の社会的及び職業的自立等を図ることを目的とし設置する。

(センター長)

第3条 センターにセンター長（以下「センター長」という。）を置く。
2 センター長は、センターに関する業務を掌理する。

(業務の内容)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 就職、起業及び進路指導に関すること
- (2) 求人企業の開拓及び求人情報の収集に関すること
- (3) 就職活動に係る情報収集及び提供に関すること
- (4) キャリア教育に関すること
- (5) インターンシップに関すること
- (6) その他センターの目的を達成するために必要なこと

(キャリアデザインセンター会議)

第5条 センターにキャリアデザインセンター会議（以下「会議」という。）を置く。

(構成)

第6条 会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 前号に掲げる者を除く者のうちから学科ごとに選出する教員 各1人
- (3) 学生支援課長
- (4) その他学長が指名する者 若干人

(任命・任期)

第7条 前条第2号及び第4号に規定する者は学長が任命する。

- 2 前条第2号に規定する者には、長岡造形大学大学院学則第6条に規定する大学院を担当する者を1人以上含めなければならない。
- 3 前条第2号及び第4号に規定する者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第8条 会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 会議は、必要に応じて開催するものとし、議長が招集する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する構成員がその職務を代理する。

(審議事項)

第9条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理運営の基本方針に関すること
- (2) センターの業務計画に関すること
- (3) その他センターに関すること

(学外有識者等の出席)

第10条 議長は、必要に応じ学外有識者等の出席を認め、意見を聴取することができる。

(事務)

第11条 センターに関する事務は、学生支援課において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。